



cutting through complexity

“現在の公開草案は2010年公開草案を改良したものである。しかし、両ボードは有配当契約の取扱い、開示及びOCIの強制使用に関する重大な懸念について考慮する必要がある。”

Joachim Kölschbach,

KPMG's global IFRS

insurance leader



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、保険契約プロジェクトについて2014年1月に行われたIASBとFASB（以下、両ボード）の合同会議において審議された内容及びスタッフが示したフィードバックの要約を取り上げます。

ハイライト

コメント回答者は概して、2013年の保険契約公開草案を歓迎した。しかし、多くの者は、複雑性、会計上のミスマッチ及び有配当契約に関する重大な問題が解決した場合に限り、ベネフィットがコストを上回ることになると考えた。

多くのコメントが寄せられた領域は以下のとおりである。

- 将来の期間に係るリスク調整の変動も含め、契約上のサービス・マージンをアンロックすることに対する広い支持 (IASBのみ)
- FASBがマージンの解放を明確化すると同時に、単一マージンに対してIASBと同様の調整を許容することへの要求
- 有配当契約に係る提案が複雑すぎて、每期適用することが困難であるという批判
- 表示に関する提案についてのさまざまなフィードバック。FASBに対するコメント回答者はIASBに対するコメント回答者よりも不満を抱えていた
- 割引率の変動の影響を表示するために、その他の包括利益 (OCI) を使用することへの全体的な支持。ただし、コメント回答者は強制ではなく、任意とすることが望ましいと考えていた
- FASBのポートフォリオの定義の明確化及び提案の適用範囲の修正

多くのFASBへのコメント回答者は、コンバージェンスを支持していた。しかし、コンバージェンスが達成できない場合には、U.S. GAAPの限定的な改良の方が好ましいと考える者もいた。さらに、多くの回答者は短期契約に関する既存のU.S. GAAPを変更することについて支持していなかった。

決定事項はなかったが、両ボードは受け取ったフィードバックについて議論し、またIASBは、保険に関する提案と金融商品会計との関係について議論した。

2014年における再審議の開始

これまでの経緯

IFRS第4号「保険契約」は、保険者に保険契約に関する従前の会計方針のほとんどを継続することを許容しており、これは保険契約プロジェクトの第1フェーズを意味していた。

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの第2フェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは2013年6月、保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために公開草案「保険契約」(ED/2013/7) (以下、本公開草案)を再公表した。KPMGは2014年後半または2015年初めよりも前に最終基準書が公表されることはないと考えている。

コンバージェンス

FASBは2008年の後半から保険プロジェクトに加わり、2010年にディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した(以下、IASBの公開草案「保険契約」(ED/2010/8) (以下、2010年公開草案)と合わせて「2010年の提案」)。さらに最近になって、FASBは2013年6月、ASU案「保険契約」(以下、ASU案。本公開草案と合わせて「2013年の提案」)を公表した。

コンバージェンスを支持している多くの利害関係者は、コンバージェンスが「不可欠」であるIASBモデルとFASBモデルの間の以下の違いを識別していた。

- ポートフォリオの定義
- 測定における3つのビルディング・ブロックと4つのビルディング・ブロック(IASBのモデルはリスク調整を含む)
- 履行キャッシュフローの測定に含まれるキャッシュフローの種類
- 仮定の変更による履行キャッシュフローの変動についてマージンを調整するか否か
- 繰延新契約費の会計処理
- 有配当契約の取扱い

その他の基準との関係

金融商品会計基準及び保険契約会計基準は保険者の投資資産の大部分をカバーすることから、両ボードは、その検討過程で、金融商品会計基準においてなされた多くの決定について考慮しており、その中には、当該基準が保険契約会計基準とどのように関係するか、ということも含まれていた。両ボードは、その他の既存の基準や将来のプロジェクトが、保険契約の会計に十分に対処したのか否かについても検討しており、その中には収益認識に係る提案が含まれている。2013年の本公開草案に含まれる提案事項の多くは、両ボードの収益認識に関する共同提案に合わせて設計されている。

2014年1月のボード会議

2014年1月の会議で、IASBとFASBのスタッフは、2013年の提案に対するフィードバックのサマリーを、コメントレター、アウトリーチ活動及びフィールドテストに対する分析を含めて提出した。会議では両ボードから決定事項は求められなかった。

IASBの本公開草案は基準書案の全てを含んでいるが、IASBは、2010年公開草案からの主要な変更点である5つの領域についてのみコメントを募集していた。さらに、IASBの本公開草案は、提案の費用対効果及び内容の明瞭性に関するコメントを求めている。本ニュースレターは、それぞれのトピックに関するセクション及び提案における他の面に対するコメントに関するセクションを含んでいる。

FASBのASU案には、費用対効果の観点を含む、提案の全ての領域に対する48の質問が含まれていた。

提案に対する主なメッセージ

多くのコメント回答者は、両ボードが著しい進歩を遂げたことを認めており、2013年の提案が2010年の提案及び現行のU.S. GAAPより向上したものであると考えている。しかし、FASBのASU案へのコメント回答者の一部、とりわけ損害保険会社、財務諸表利用者及び専門家組織は、既存のガイダンスの方が提案よりも優れていると考えていたため、短期契約に関する既存のU.S. GAAPの会計処理を変更することを支持しなかった。多くのコメント回答者は、提案を改善し保険契約の忠実な表示を確保するための追加的な変更の必要性を強調した。次の表は、市場関係者が表明した主な懸念の概要である。

多くのコメント回答者は、複雑性、会計上のミスマッチ及び有配当契約に関する重大な問題が解決できる場合に限り、最終的な保険契約の基準を導入するベネフィットがコストを上回ることに感じている。

多くの財務諸表作成者は、単一のグローバルな会計及び財務報告の基準を作成することが重要であると表明し、コンバージェンスの提案を支持した。しかし、FASBの提案に回答したほとんどの財務諸表利用者や損害保険会社の一部は、既存のU.S. GAAPの改善が主目的であり、U.S. GAAPとIFRSのコンバージェンスは副次的なものであるとコメントした。

主な懸念	
複雑性	大部分のコメント回答者が2013年の提案の複雑性に懸念を示し、以下を含む複数の領域について、単純化することを提案した。 • キャッシュフローの分離－有配当契約の測定及び表示、契約上のサービス・マージンの調整及び保険契約収益からの投資要素の除外 • 契約上のサービス・マージンを調整することとなるキャッシュフローの変動と、当期純利益またはOCIで認識することとなるキャッシュフローの変動の関係性 • ロックインされた割引率の使用－利息費用の決定、契約上のサービス・マージンの調整額の決定及び移行時 • リスク調整に関する信頼水準の開示 • 現在は経営者により使われていない情報－例：累積的な死亡給付の解約返戻金
会計上のミスマッチ	市場関係者は、以下により生じる可能性のある会計上のミスマッチに対する懸念を示した。 • 割引率の変更による影響をOCIに表示しなければならない（強制） • 有配当契約に関する会計処理（ミラーリング・アプローチの適用範囲が狭い）
有配当契約	多くの市場関係者は、ミラーリング・アプローチ及び最低保証の取扱いの実務上の複雑性に関して強い懸念を表明した。一部の市場関係者は、ビルディング・ブロック・アプローチに基づくアプローチを全ての有配当契約に適用すべきであると主張した。
「サービス」の意味	保険契約から生じるサービス及び対価とは何かについて、多様な見解が示された。これらの見解は以下の項目に影響を与えることになる。 • 契約上のサービス・マージンを調整することになる見積りの変更の種類 • 契約上のサービス・マージンの期間配分の方法 • 契約に基づくサービスの提供を表す保険契約収益を当期純利益及びその他の包括利益計算書に表示する方法

プロジェクトの今後の予定

IASBのスタッフは、今後は以下の事項が焦点になると考えている。

- OCIの使用と有配当契約の取扱いに関する重大な懸念への対処
- 契約上のサービス・マージンのアンロック及び移行規定に関する提案を簡素化及び明確化する方法の検討
- 保険契約収益を当期純利益に表示する提案について費用対効果を評価
- 市場関係者から提起されたその他の論点のうち再審議対象とすべきものを決定

IASBのスタッフは、今後の会議においてこれらの優先事項に対処するためのプロジェクト計画を提示することになる。FASBは2月、IASBは3月にそれぞれ保険契約に関する次回の会議を予定している。

内容

契約上のサービス・マージンまたは単一マージンの調整	4
有配当契約	7
保険契約収益・費用の当期純利益及びその他の包括利益計算書における表示	11
利息費用及び割引率の変動の影響の表示	14
適用日と移行措置	17
公開草案への追加的なフィードバック（FASBのみのフィードバックを含む）	20
2013年の提案の影響の概要	26
マイルストーンと今後のスケジュール	28
詳細な情報	29

契約上のサービス・マージンまたは単一マージンの調整

将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変動の影響についてマージンを調整することは、広く支持された。FASBは単一マージンを同様に調整することを求めるフィードバックを受け取った。

しかし、多くのコメント回答者は、将来期間に関連するリスク調整の変動についてもマージンを調整すべきであると考えた。

主な提案

IASBの本公開草案とFASBのASU案は、契約上のサービス・マージン及び単一マージンの調整並びに解放について、それぞれのモデルにおいて異なるアプローチを取っている。

	IASBの本公開草案 契約上のサービス・マージン	FASBのASU案 単一マージン
調整	将来のカバーまたは他の将来のサービスに関連したキャッシュフローの、現在と過去における見積りの差異について、将来にわたって調整される（すなわちアンロックされる）。	実績または期待キャッシュフローの変動はアンロックされず、その代わりに、そのような変動額は、直ちに当期純利益を通じて認識される。
解放	保険契約に基づき提供されるサービスの移転パターンと整合して、カバー期間にわたり規則的に当期純利益に解放される。	企業が履行義務を果たすにつれて、すなわち企業が晒されているリスクから解放されるにつれて解放される。この結果、単一マージンはカバー期間と支払期間の双方にわたり認識される。

フィードバックの概要

表明された見解

ほとんどのIASBの市場関係者及びIASBのアプローチを支持するFASBの市場関係者は、将来のカバーや他の将来のサービスに関連するキャッシュフローの変動について契約上のサービス・マージンをアンロックするという提案を支持した。しかし、多くの者はまた、このことが実務上の複雑性の増加をもたらすとコメントした。

多くのFASBのASU案へのコメント回答者は、単一マージン・アプローチを支持した。一部の回答者は特に、その後の報告日においてマージンがアンロックされるのであれば、単一マージン・アプローチを支持した。これらのコメント回答者は概して、マージンをアンロックすることにより、過去の仮定の変動に関する情報を保持する必要がなくなり、また方法論が規定されていないことにより実務に多様性をもたらす可能性のあるリスク調整の必要性を排除することになるため、モデルを大幅に簡素化することになると考えていた。多くのFASBのコメント回答者はマージンを解放するアプローチに同意しなかった。

しかし、一部のIASBの市場関係者は、例えば以下のように、キャッシュフローの変動について、契約上のサービス・マージンを調整することに同意しなかった。

- 一部の財務諸表利用者は、主要財務諸表が、企業が状況の変化に気づいた時点で、その状況の変化に関する情報を提供しないことになるという懸念を表明した。
- 一部の規制者は、契約上のサービス・マージンをアンロックすることは、透明性を低下させ、不適切に保険引受結果を平準化することになると考えた。
- 一部の財務諸表作成者、主に小規模な会社や新興経済国の会社は、将来のサービスに関連するキャッシュフローと過去のサービスに関連するキャッシュフローの見積りを区別できるかについて懸念を表明した。

提案された代替案

一部のコメント回答者は、いずれかのボードの2013年の提案の全体または一部に同意しない場合、代替案を提示した。これらの提案された代替案は以下の事項を含んでいる。

分野	提案された代替案
契約上のサービス・マージンと将来期間に関連するリスク調整の変動の相殺	ほとんどのIASBの市場関係者は、将来期間に関連するリスク調整の変動もまた契約上のサービス・マージンの調整とすべきであると主張した。しかし、このような方法でリスク調整を分割することの実現可能性についてはさまざまな見解が示された。 IASBの4つのビルディング・ブロック・アプローチを支持するFASBのASU案へのコメント回答者の多くは、契約上のサービス・マージンは将来期間に関連するリスク調整の変動についてもアンロックされるべきであると考えた。
契約上のサービス・マージンを再計上する前の、過去に当期純利益に認識した損失の振り戻し	多くのIASB関係者は、ゼロまで調整された契約上のサービス・マージンを再計上する前に、過去に当期純利益に認識された損失を振り戻すべきであると主張した。 一部のコメント回答者は、この取扱いが複雑性をもたらすことを認めていた。しかし、ほとんどの関係者は、この代替案によって利益剰余金の金額の歪みや、報告の頻度によって当期純利益に異なる金額が報告されることを防ぐことができるため、より忠実な表示というベネフィットを提供すると考えていた。
他の見積りの変動と契約上のサービス・マージンの相殺	一部のIASBの市場関係者は、契約上のサービス・マージンを、以下のような他の見積りの変動についても調整することを提案した。 • 将来のサービスに関連する再投資の仮定の変更 • 未稼得の利益に影響を与える範囲内で裏付け資産に対するリターンの変動の影響 • 割引率の変動の影響。ただし、複数のコメント回答者が、会計上のミスマッチが大幅に低減される場合は、これを当期純利益またはOCIで認識することを許容する例外を設けるべきであるとコメントした • 保有する再保険契約について再保険者の信用の質の見積りの変動

IASBの本公開草案への多くのコメント回答者は、以下の事項について明瞭ではないとコメントした。

- 何が保険契約から生じるサービスを構成するのか
- オプション及び保証から生じるキャッシュフローまたはアセット・マネジメント・サービス手数料を含む、どの見積りの変動について契約上のサービス・マージンを調整するのか

KPMGの所見

将来のカバーまたはその他の将来のサービスに関連する見積りの変動について契約上のサービス・マージンを調整するという提案は、一見して明らかに、より多くの複雑性、特に追加的なデータを収集、保管、履歴管理するシステムへの要求をもたらすことになると考えられる。

2013年の提案に対する市場関係者のフィードバックは様々なメッセージを示していた。一方では、複雑性低減を求める一般的な要求があるが、しかし他方では、多くのコメント回答者が、たとえば単一マージンをアンロックすること（FASBのみ）、将来期間に関連するリスク調整の変動についてマージンをアンロックすることといった「価値ある複雑性」を提供すると考えられる提案を実は支持していた。

ボード・メンバーの中にはフィードバックを非難する者もいたが、両ボードは、それゆえ、会議におけるこれらの提案を調和させる必要があることを認識した。特に、一部のIASBメンバーは、その他の見積りの変動、すなわち再投資の前提の変更や裏付け資産に対するリターンの変動といった、リスク調整から生じる変動以外の変動については、契約上のサービス・マージンと相殺すべきであるという提案に同意していない。

何人かのFASBメンバーはまた、契約上のサービス・マージンがIASBの提案のもとでアンロックされるのと同様の方法で、単一マージンをアンロックしようという意思を表明していた。

有配当契約

有配当契約に関する提案は、複雑すぎて、毎期適用することは極めて困難であるとして広く非難された。

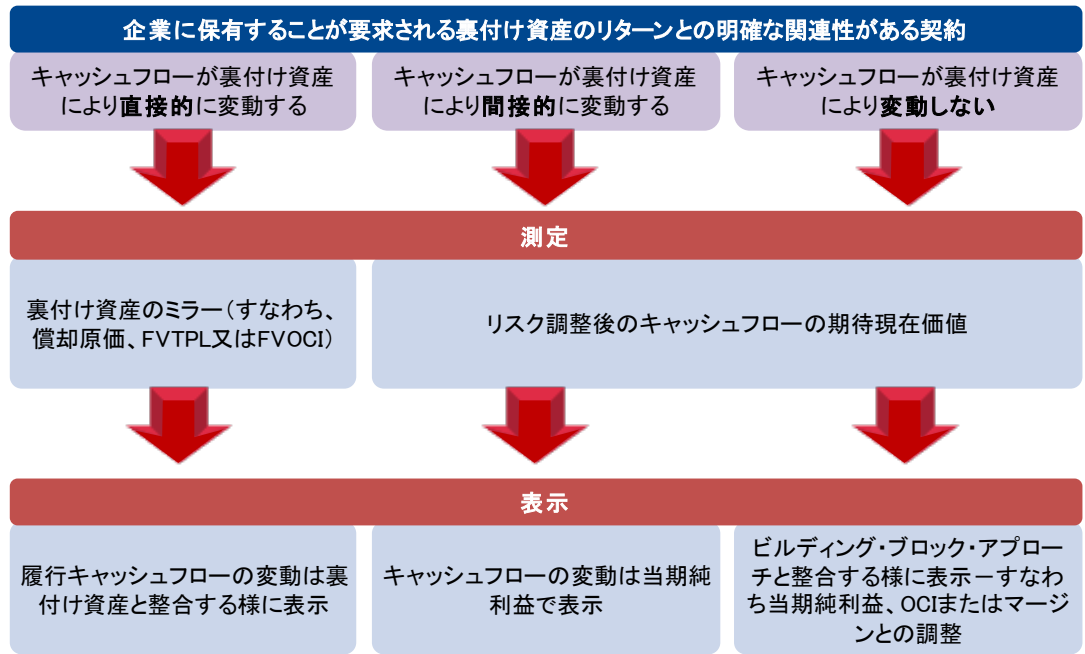
主な提案

保険契約には保険契約者に対する支払いが裏付け資産の運用成績（例えば、特定の資産プールの運用成績または企業の業績）によって影響を受けるものがある。このような契約は一般的に「有配当契約」と呼ばれる。

2013年の提案には有配当契約の種類に応じて、以下のような異なる会計処理が含まれている。

有配当契約の種類	提案された会計処理
企業に裏付け資産の保有を要求しており、そのリターンとの連動を定めている契約（例：ユニット・リンク契約、分離ファンド契約）	2013年の提案では、測定及び表示の例外としてミラーリング・アプローチを導入している。
裏付け資産に依存するが、企業が保有することを要求される裏付け資産との連動が定められていない契約（例：ユニバーサル・ライフ契約、インデックス・リンク契約）	一般的なビルディング・ブロック・モデルが適用され、以下の事項が要求される。 - 裏付け資産に依存するキャッシュフローの程度を反映した割引率を適用すること - リターンの変動がキャッシュフローの金額に影響を与えると予想している場合、利息費用を決定するために割引率を更新すること FASBのASU案では、企業が予定利率の変動を予想している場合には、契約の残存期間にわたり一定の利回りで予想する予定利率を認識する方法で、利息の計上率を調整するとしている。

ミラーリング・アプローチでは、異なる種類のキャッシュフローに対して異なる測定及び表示規定案を適用することが必要である。これは、以下のように表すことができる。



フィードバックの概要

多くの市場関係者が、経済上のミスマッチがない状況において、会計上のミスマッチの軽減という両ボードの目的を支持し、また有配当契約における資産と負債の間の関係を検討する両ボードの努力を評価した。その一方で、重要な懸念、特にミラーリングの提案の適用に対する懸念を表明した。

懸念事項の内容

以下の表において、最も重要な懸念事項が要約されている。

主な懸念事項	
適用範囲	多くのコメント回答者はミラーリングの適用範囲が不明確であると感じていた。スタッフは以下をコメントした。 - アウトリーチ活動は、ミラーリングの範囲が、両ボードが意図したように解釈されないことを示している。 - 作成者にとっては、特定の契約にミラーリングが適用されるかどうかが不明確である。例えば、企業が、分配の時期や分配の金額に関して、裁量権を持つ場合があげられる。 共通の懸念事項は以下のとおりであった。 - ほとんど全てのキャッシュフローが裏付け資産によって直接的に変動するため、ミラーリングの提案は、例えばユニットリンク契約や分離ファンド契約のような単純な有配当契約にのみ適用が可能である。 - ミラーリングの適用が限られた範囲であるため、会計上のミスマッチは限定された契約についてしか解消されない。
概念的な懸念事項	多くの関係者は、ミラーリングの提案を支持しなかったが、これは、一部の有配当契約における測定と表示のアプローチが、他の有配当契約と異なってしまうことになるためである。結果として、コメント回答者の中には、全ての有配当契約の測定についてビルディング・ブロック・アプローチを適用する方がよいと考える者もいた。 また、多くの関係者は、ミラーリングが適用される保険契約の中に組み込まれている、区分されないオプションと保証から生じる期待キャッシュフローの変動が、当期純利益に計上されることに反対した。これは、ミラーリングが適用されない保険契約の中に組み込まれているオプションや保証の処理と整合していないためである。財務諸表利用者の中には、当期純利益のボラティリティが増加することについて懸念を表明する者もいた。
実務的複雑性	多くの関係者は、以下のように、キャッシュフローの分解に関して実務上複雑であり、明瞭性が足りないことについてコメントした。 - キャッシュフローを異なる要素に分解し、個々に測定することは、特に、それらの要素が相互に関連している場合には困難である。 - キャッシュフローの分解が恣意的となり、保険契約の評価が異なる結果となる。 - キャッシュフローの分解方法は、保険者の商品のデザインや価格付けと整合しないことがよくある。

いくつかの市場関係者は、裏付け資産に依存する契約のうちミラーリングの適用外である契約に関する提案に関してもコメントした。次の事項について懸念が表明された。

- 異なるキャッシュフロー毎に異なる割引率を適用する必要があること
- 例えばユニバーサル・ライフ契約について、どのようなキャッシュフローに、ロックインされた割引率ではなく、現在の割引率を適用するのが不明確であること

加えて、一部の関係者は、そのような契約に対する利息費用を決定するために割引率を見直す場合には、簿価利回りかそれを組み合わせた率を用いるべきとすることを提案した。

FASBのASU案へのコメントの多くは、以下のとおりである。

- ミラーリングの概念については同意する。
- 契約の残存期間にわたり、一定の利回りで認識する方法により予定利率を調整する案は、裁量権のある有配当性を有する保険契約に係る保険契約負債の測定に用いられる予定利率の変動もまた、契約の残存期間にわたり、一定の利回りで認識されない限り、会計上のミスマッチを生じさせることになるという懸念を示した。一部のコメント回答者は、契約当初のイールドカーブを、予想されるキャッシュフローのタイミングを反映するために見直すことを提案した。

提案された代替案

一部のコメント回答者は、会計上のミスマッチをより効果的に解消又は軽減するために、以下の事項を提案した。

- 資産側の会計処理を修正する。
- 割引率の変動による保険負債の影響を表示するためにOCIの選択適用を許容する。

また一部のコメント回答者は、欧州の保険業界が構築したアプローチを含む、有配当契約に対する代替的な会計処理のアプローチを提示した。これらのアプローチは以下のような概念を含んでいる。

- ミラーリング・アプローチの適用範囲を相互保険契約及びユニット・リンク契約（または分離ファンド契約）に制限し、選択適用とする。
- ミラーリング・アプローチの適用範囲を広げる（例：裁量権のある契約も含める）。
- 分解すべきキャッシュフローの種類を減らす。
- オプション及び保証を別個に測定・表示する（例：当期純利益を通じて公正価値で測定（FVTPL）または、履行価値で測定）。
- 契約上のサービス・マージンを追加的な変化（例：将来のサービスに関連する再投資の仮定の変化や、裏付け資産の価値の変化）についてもアンロックする、いわば、契約上のサービス・マージンを完全にアンロックする。
- 当期純利益に計上する利息費用を別途決定する（例：実効金利や裏付け資産の簿価利回りをを用いる）。

KPMGの所見

これらは確かに、両ボードの提案の中でも、最も複雑で、議論の余地のある提案である。コメント回答者、特にIASBの本公開草案に対するコメント回答者の意見の大半は下記のいずれかであった。

- 原則としてミラーリング・アプローチを支持するが、異議を述べた。
- ミラーリング・アプローチに反対し、代替的な手法を提案した。

コメント回答者の懸念事項は多く、またそれぞれが異なっており、困難を伴うことは確実であろう。そのためボードは、スタッフに対し、例えば以下の観点で、フィードバックを選択し検討するように指示した。

- ミラーリング・アプローチが、ボードの意図した結果を達成するかどうか、財務諸表作成者は適用可能か、また財務諸表利用者の意思決定に有用か
- より適用し易くするための提案の単純化
- ミラーリング・アプローチの適用範囲の見直し（すなわち、多くの種類の有配当契約について、会計上のミスマッチが回避されることを確実にするために適用範囲を広げる）
- 財務諸表利用者が示した、オプション及び保証の取扱いに関する提案によって生じる可能性のあるボラティリティについての懸念

ミラーリング・アプローチのフィードバックは国・地域によって異なっていた。FASBのASU案のコメント回答者でミラーリング・アプローチに強く反対した者は少なかった。理由の1つとして、分離ファンド契約は米国ではとても一般的であり、ミラーリング・アプローチはこれらの商品にうまくあてはまる可能性があるためである。

保険契約収益・費用の当期純利益及びその他の包括利益計算書における表示

当期純利益及びその他の包括利益計算書における保険契約収益及び費用の表示に関するIASBへのフィードバックは、さまざまであった。FASBへのフィードバックでは、大部分が反対であった。多くのコメント回答者は、さまざまな投資要素を除外することについて懸念を表明した。

主な提案

保険契約収益の表示

2013年の提案において、保険契約収益及び費用は、当期純利益及びその他の包括利益計算書に別々に表示されることとなる。

当期純損益及びその他の包括利益計算書において表示される保険契約収益は、保険契約によって決められたサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に得ると考えられる金額で表している。つまり、保険契約収益は、企業が保険契約の履行義務を充足した各期間に認識されることになる（以前は「アーンド・プレミアム・アプローチ」と呼ばれた）。

投資要素の除外

分離されていない投資要素は、保険契約収益及び発生保険金から除外されることになる。保険事故が発生しない場合でも、企業が保険契約の下で保険契約者に返金することが求められる金額が投資要素になる。

フィードバックの概要

多くのコメント回答者は、要約マージン・アプローチを再検討するという両ボードの決定を評価し、当期純利益及びその他の包括利益計算書は単にマージンだけでなくより多くの情報を提供すべきであるという見解を繰り返し強調した。

懸念事項の内容

2013年の提案への回答は、利害関係者が何を優先するかにより異なっていた。

コメント回答者のタイプ	回答
財務諸表利用者	2013年の提案を支持する意見は、保険の専門家とは対照的に、主にジェネラリストから示され、特にアジア、アフリカ、北アメリカ地域からのものであった。ほとんどの財務諸表利用者が要約マージンと規模（ボリューム）の両方に基づいた情報が必要だと表明したが、ボリューム情報をどこに表示するかについて異なる見解があった。 FASBのASU案に対してコメントしたほとんどの財務諸表利用者は、FASBのASU案によって要求される表示よりも現在のU.S. GAAPの表示を選好し、プレミアム・デュー・アプローチのほうがより理解しやすくなるし、分析のために重要であるボリューム情報を提供するであろうことを示唆した。
財務諸表作成者	混合保険及び損害保険会社からのいくつかの支持があったものの、EU諸国、アジア、米国の財務諸表作成者は、一般的には、2013年の提案を支持しなかった。 FASBのASU案への複数のコメント回答者は、提案されたアプローチは、保険契約のすべての種類に適用することは困難であると考えた。一方、多くの損害保険会社のコメント回答者は、保険料配分アプローチを使って会計処理される契約に対する収益認識の提案によって、不必要なコストと複雑性をもたらすことになると主張した。

コメント回答者のタイプ	回答
会計事務所	さまざまな見解があったが、大多数が、両ボードは、財務諸表利用者が有用な情報を見いだせるか否かを調べるために、更なるアウトリーチを行うことを提案していた。
規制当局	2013年の提案のメリットを理解しているものの、適用についての懸念を表明した。
基準設定主体	貯蓄要素を除外する規定についての慎重な姿勢を示しているものの、2013年の提案に概ね同意した。
アクチュアリー	さまざまな見解があったが、主として貯蓄要素を除外することに対する懸念により、一般的には、2013年の提案を支持しなかった（後述）。

多くの市場関係者、主に財務諸表作成者やアクチュアリーは、保険契約収益から貯蓄要素を除外するか否かについての以下のような懸念を表明した。

- 貯蓄要素は保険契約の不可欠な部分であり、保険契約から分離する意味がないと考えている。
- 保険契約から貯蓄要素を分離することは複雑になる（例：既存の会計システムが、キャッシュ・アウトフローを以下に分離するための情報を保持しない場合）。
 - － 保険契約者が解約した場合に支払う金額
 - － 保険契約者の死亡に関して支払う金額

提案された代替案

いくつかのコメント回答者は、以下のように、現在の表示の提案に対する代替案を提案した。

U.S. GAAPが適用されている国・地域では、貯蓄要素を含む支払保険料（プレミアム・デュー）を包括利益計算書に表示することが強く支持された。多くは、このアプローチが保険契約収益よりも客観的だと考えた。

一部のコメント回答者は、支払保険料と保険契約収益との調整を、当期純利益及びその他の包括利益計算書の最初に表示すべきであると考えた。

一部は、2010年の提案の要約マージン・アプローチを支持し、財務諸表利用者が既存のボリューム情報を引き続き要求することになるため、それは注記とすることもできると考えた。

2013年の提案に同意するか否かに関係なく、多くの市場関係者が、両ボードが表示の提案及び業績指標がどのような影響を受けるかについて、財務諸表作成者及び利用者を教育する必要性を指摘した。

財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書における一般的な表示の提案

ASU案へのほとんどのコメント回答者が、表示の提案に反対した。そのコメント回答者の多くは、以下のよう

- 過度に詳細であり適用するためのコスト負荷が高い。
- 財務諸表のボラティリティを増大する。

- 保険事業の経済性を表さない。
- 他の産業との比較可能性を低下させる。
- 財務諸表利用者の教育を必要とする。

ASU案へのいくつかのコメント回答者は、短期契約のための既存のU.S. GAAPの表示規定の保持を支持したが、表示の提案が保険会社に関連するSECの規則S-X第7条の既存の要件と整合する必要があると指摘した。

特に懸念があったのは、出再手数料の表示であった。2013年の提案への複数のコメント回答者は、出再手数料を出再保険料から控除して認識することは、これが主要業績指標(例:コンバインド・レシオ)を歪めたり、表示の問題(例:100パーセント・フロンティング契約)を生じさせることから、反対した。出再手数料の代替的な表示に関しては、以下のような多くの見解があった。

- 新契約費から控除して表示。これは、既存のU.S. GAAPのガイダンスと整合的である。
- 他の保険引受費用から控除して表示
- グロスベースで表示

また、IASBの本公開草案への複数のコメント回答者は、分離ファンド契約の表示に関するFASBの提案と整合的である、財務諸表におけるユニット・リンク契約を分離する表示を支持した。

KPMGの所見

保険契約収益及び費用を表示するための提案されたアプローチは、今日、長期契約のために使用されている表示とは違ったものとなるであろう。保険契約収益は、当初予想される保険金や給付金の発生パターンに基づいて、また以後の見積りの改訂を反映して計上される。保険契約収益を見積るこのアプローチは、保険料の払込期日を迎えた時に保険料を表示するという、多くの地域で現在用いられているアプローチとは、極めて大きく異なるものである。

保険に関するこの新しい報告形式は、マルチライン保険会社や他の業種の収益の報告と極めて整合的になるが、それはまた、アナリストや財務諸表利用者のための重要な教育を必要とするものとなる。

これらの提案に対するフィードバックはさまざまであり、両ボード自身は、コメント回答者が、多くの場合、表示の提案に関して狭い見方をしていると指摘した。財務諸表利用者は、既存の指標を失うことに神経質になっているようであり、また、どのボリューム情報が生命保険会社にとって適切であるかについてのコンセンサスの欠如があるようであった。

利息費用及び割引率の変動の影響の表示

ほとんどのコメント回答者は、OCIを使用することを支持したが、その使用は強制ではなく任意であるべきと考えた。

主な提案

2013年の提案は、以下のように、保険期間にわたって認識される割引率の変動の影響を、保険引受や投資活動から得たその他の損益から分離することを意図していた。

- 利息費用は、償却原価法（すなわち、契約の当初認識時の割引率を使用する）によって測定され、当期純利益に表示する。
- 割引率の変動が保険負債に与える影響はOCIに表示する。

フィードバックの概要

懸念事項の内容

ほとんどの市場関係者は、割引率の変動の影響を表示するためにOCIを使用することを支持したが、大部分の関係者はOCIの使用は強制ではなく任意であるべきと考えた。ほとんどすべての市場関係者は会計上のミスマッチが生じうることを懸念した（例：保険負債に対応するために保有している金融資産が、関連する金融商品会計基準のもとで、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される（FVOCI）区分に分類されない場合）。フィールドテストの結果でも、同様の懸念が目立った。

以下のような理由で、提案によって複雑性が増すことになる旨指摘するコメント回答者も複数いた。

- 非常に多くの割引率の履歴管理が必要である。
- 単一の商品ラインを異なる契約開始日のポートフォリオに分割する必要がある。

特に、保険負債を割引くことや、割引率の変動の影響をOCIで表示することのコストがベネフィットを上回るとの懸念を表明した損害保険会社も複数いた。彼らは、企業は発生保険金の記録を保険事故年度ベースでは保持していても、引受年度ベースでは保持していない場合が多いと指摘した。結果として、多くのコメント回答者は、利息費用を決定するため、契約の当初認識時の割引率をロックイン方式で使用する方法に代えて、保険期間開始時又は保険金が発生した時点の割引率を使用することを支持した。米国の損害保険会社は全体的に、未払保険金に係る負債を割引くことに反対した。

一部の市場関係者、特にアジアやフランスの関係者は、公開草案及びASU案で提案された、OCIの使用の強制を支持した。

その他の市場関係者、特にオーストラリア、スカンジナビア、南アフリカ、イギリスの保険者は、OCIを使用することを支持せず、割引率の変動の影響は当期純利益に表示すべきと考えた。これらの市場関係者は、概して保険契約を現在価値ベースで測定する方法を既に使用している国・地域にある。彼らは金利リスクの管理が保険者のビジネスモデル上重要であると主張した。

提案された代替案

提案された代替案	
割引率の変動の影響をOCIまたは当期純利益に表示する	コメント回答者は割引率の変動の影響をOCIまたは当期純利益に表示する方法について、例えば以下のような、異なる見解を持っていた。 • 原則としてOCIに表示する。ただし、会計上のミスマッチが解消又は大幅に低減される場合には、当期純利益に表示することができる。 • 原則として当期純利益に表示する。ただし、会計上のミスマッチが解消又は大幅に低減される場合には、OCIに表示することができる。

提案された代替案

割引率の変動の影響をOCIまたは当期純利益に表示する(続き)	- 原則の表示は規定せず、任意の表示を制限なく認める。 - 事業モデルに基づき、資産の分類がFVOCIかFVTPLであるかによって、OCIまたは当期純利益で表示する。 ほとんどのコメント回答者は、表示の選択は契約開始時にポートフォリオ・レベルで適用し、取り消すことはできないものとするべきと考えた。
OCIの使用の拡大	保険負債に関連するすべての資産をFVOCIで測定することが認められるべきであると提案したコメント回答者もいた。
ヘッジ活動の反映	会計上のミスマッチを避けるために、IASBはマクロヘッジによる解決を考慮すべきと提案したコメント回答者もいた。 ある市場関係者は、一般的なヘッジ会計基準において、保険契約のうち金利リスク要素をヘッジする目的での公正価値ヘッジ関係において、ヘッジ手段としてデリバティブ及びFVTPLで測定される非デリバティブの使用を認めるべきであると提案した。
利息費用の金額の決定	当期純利益に計上される利息費用の金額の決定方法に関する代替的な提案には、以下の利用が含まれる。 - 実効利回り - 裏付け資産の簿価利回り - 報告期間の割引率

KPMGの所見

会計上のミスマッチ

会計上のミスマッチは財務諸表利用者や財務諸表作成者にとって主要な懸念事項である。多くのコメント回答者は、現在のOCIを使用する提案はこれらの懸念に適切に対処しないと考えた。

このフィードバックは審議の過程で認識されていた。あるIASBのメンバーは、たとえ保険負債に対応するために保有している金融資産がFVOCIに分類されていたとしても、企業が金融資産を売却すれば会計上のミスマッチは生じうると述べた。なぜなら、売却の時点で金融資産の累積的な損益は当期純利益に表示されるが、関連する保険負債の割引率の変動の累積的な影響は当期純利益には表示されないからである。

しかし、両ボードのメンバーは会計上のミスマッチと経済上のミスマッチを区別することの重要性を認識した。特に両ボードは、保険契約を、取引の経済実態を反映するような方法で会計処理することを確実にする必要性を強調した(すなわち、経済上のミスマッチにより生じたボラティリティは、財務諸表上適切に反映される必要がある)。

両ボードの視点からは、コメント回答者は、OCIの任意の使用を要求しすぎており、経済上のミスマッチと関連する場合(例えば、保険負債や金融資産の価値の変動が、予想される保険契約のデュレーションと金融資産のデュレーションの間の経済上のミスマッチを反映する場合)のボラティリティをも解消しようとしているように見えた。

IFRS第9号のもとでの金融資産の分類及び測定との関連性

分類及び測定に関するIFRS第9号「金融商品」の限定的な改訂案¹において、IASBは金融資産について新しいFVOCI区分を提案した。新しい測定区分は、保険プロジェクトにおける保険契約会計と金融商品会計との整合性を改善することを1つの目的としていた。

IASBの2014年1月の会議においても、2013年の提案と金融商品会計²との関連性について検討された。金融商品のガイダンス案の改訂(例:FVOCI区分を、保険負債と関連するすべての資産に拡大する)を提案したコメント回答者もいた。IASBのメンバーは、暫定合意されたIFRS第9号の限定的な改訂案は、保険者に関係し、金融商品の分類及び測定と本公開草案に基づく保険契約負債の金額の関連性を改善すると主張した。IASBは、今日までのIFRS第9号に係る暫定決定は、保険契約負債の会計モデルを最終化する際に考慮できるツールキットを提供すると考えた。

複雑性

割引率の変化の影響をOCIに表示することは、財務諸表作成者にさらなる複雑性と追加的なコスト負担を招く。なぜなら、過去の割引率の履歴管理が必要であり、キャッシュフローが異なる場合には異なる過去のレートが適用されるためである。仮にキャッシュフローが裏付け資産のリターンに伴って変動する場合(例:ユニバーサル・ライフ契約や、多くの定額年金商品)には、過去のレートは、予定利率の変更が予想される度に更新されなければならない。

1 KPMG出版物: IFRS最新提案の解説:分類及び測定—IFRS第9号の限定的な改訂案 New on the Horizon: Classification and measurement – Proposed limited amendments to IFRS9

2 IFRS—金融商品ニュースレター Issue 19

適用日と移行措置

移行時の遡及適用は、導入期間の長さ、関連する金融商品会計基準の適用日との一致についての懸念はあるものの、広く支持された。

主な提案

導入期間

IASB基準は、最終化されてからおよそ3年で発効する予定である。

FASBのASU案は、最終化されたU.S. GAAPの発行日から適用日までの間の最短の期間は明示していないが、適用時期に影響を及ぼす主要な要因に関する質問を含んでいる。

遡及適用と実務上の簡便法

2013年の提案では、新しい保険会計基準は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(IFRS)あるいはFASB ASC Topic 250「会計上の変更及び誤謬の訂正」(U.S. GAAP)に従い、遡及適用されることになる。

ただし、基準書の完全な遡及適用が実務上不可能な場合には、企業は以下を決定するために特定の簡便法を適用することとなる。

- 当初認識時における割引率
- 移行時における契約上のサービス・マージンまたは単一マージン

移行時においてFASBの提案に基づく単一マージンを決定する際、実務上の簡便法を用いてマージンを見積る際に合理的に利用可能な客観的な情報がない場合には、企業は単一マージンをゼロとすることとなる。FASBは発行者が客観的な情報を特定するのに役立つ指針を有している。

フィードバックの概要

コメント回答者は多数の実務上の複雑性を主張したものの、遡及適用についての2013年の提案は広く支持された。コメント回答者の懸念としては、導入期間の長さ、及び新しい保険会計基準と関連する金融商品会計基準との適用日の一致に関するものが目立った。

懸念事項の内容

回答者は特に、遡及適用の以下の側面について懸念を示した。

- 開示する最も古い期間の期首より前のキャッシュフローの情報は、契約上のサービス・マージンを決定するのに必要とされる詳細なレベルで利用可能か否か
- 企業は利息計上のために契約開始時における割引率を決定できるか否か、及びOCIの累積的な調整を決定できるか否か
- 簡便法(特に、ポートフォリオの当初認識時におけるリスク調整の金額を決定する代わりに、移行日におけるリスク調整の金額を決定すること)により、移行日において契約上のサービス・マージンが過大に計上され、剰余金が過小に計上されることになるか否か(これはアジアで表明された)
- 不利な契約テストの実施、契約の修正の会計処理、実績に基づく単一マージンの償却、及び有配当契約の会計処理等の対応

ほとんどの市場関係者は、新しい保険会計基準と、関連する金融商品会計基準の適用日とは理想的には一致させるべきと考えた。適用日を同一にできない場合、ほとんどの市場関係者は重要な会計上の変更を二度強要されることがないような方法を提案した。

提案された代替案

IASBの本公開草案に対する代替案	FASBのASU案に対する代替案
コメント回答者は、以下を含む更なる簡素化を提案した。 - 提案された簡便法を、移行日におけるすべての保有契約に適用すること。 - 移行日の直前における既存のポートフォリオの定義を企業が使用することを許容する簡便法を導入すること。 - 履行キャッシュフローと、従前のGAAPによる金額または法定準備金との差額として、移行時における契約上のサービス・マージンを決定すること。 - 企業は残存義務の履行を求められるであろうことを考慮して、移行時における契約上のサービス・マージンを決定すること。	コメント回答者は以下の変更を提案した。 - 客観的証拠が利用不可能な場合には、マージンをゼロとするよりも、既知の状況を企業が考慮した上で、移行時におけるマージンを計算することを許容する方が良い。 - マージンをアンロックすることは、過去の仮定に代えて移行日現在の仮定を使用するため、導入時の複雑性を著しく解消することとなる。 - 事業の売却、または100%再保険に付した契約について、実務上の簡便法または除外規定を設ける。

導入に影響を及ぼす要素(FASBのみ)

コメント回答者から要求された発行日から適用日までの期間の平均は、4～5年であり、多くの回答者が以下について言及していた。

- 新たな内部統制プロセス及び手続に加えて重要なシステムの開発が、データの収集及び管理のために必要となる。
- 会計、保険数理、その他の人材の追加的な採用及び訓練は導入のタイミングに影響を及ぼすこととなる。

導入に必要な期間に影響を与える主要な要素は、以下のとおり、回答した保険者のタイプによって異なった。

損害保険会社	生命保険会社
- 発生保険金に係る負債の割引 - 偏りのない、確率加重されたキャッシュフローの見積りの計算 - ポートフォリオの定義の使用 - 移行のために適切な仮定を決定する際の、既知の状況の使用禁止	- 数十年前に発行された契約について適切な仮定を決定することを含む、ガイダンスの遡及適用 - 割引率の決定並びに保険契約資産及び負債の割引

非公開企業については、資源の制約があるため導入までに追加的な期間を設けるという提案を支持するコメント回答者もいたが、他のコメント回答者は単一の適用日の方が混乱が少ないと考えた。

KPMGの所見

IASBの本公開草案に対する市場関係者のフィードバックは、ボード会議を通じてIASBのメンバーが掲げた懸念(すなわち、契約上のサービス・マージンを決定するための実務上の簡便法は、移行時における契約上のサービス・マージンを過大計上する結果となりうるという懸念)の予兆であった。これは、移行日のリスク調整が、ポートフォリオの契約開始時よりも低くなる可能性があるためである。負債を測定するために使用される保険料は、このようなリスクの見積りが変更されても調整されないため、バランス値としての契約上のサービス・マージンは過大計上されることになる。

2013年の提案は、基準の完全な遡及適用が実務上不可能な場合の、実務上の簡便法を含んでいるが、最終化された保険会計基準への移行は依然として保険者にとって課題である。多くのコメント回答者は、見積りにおけるさらなる変化(例:リスク調整の変動)について、マージンはアンロックされるべきであると提案した。なぜなら、これにより、移行がより容易となるからである。

公開草案への追加的なフィードバック (FASBのみのフィードバックを含む)

いくつかのコメント回答者は、IASBが対象としていない事項についてコメントした。FASBへのコメント回答者は、ASU案のすべての領域に対してコメントした。

いくつかのコメント回答者は、IASBが対象としていない事項についてコメントした。一方で、FASBはASU案のすべての領域に対するフィードバックを求めた。本セクションでは次のトピックについて議論している。

- 適用範囲
- ポートフォリオと会計単位の定義
- 履行キャッシュフロー (FASBのみ)
- 割引と割引率
- 契約上のサービス・マージンと単一マージン
- 保険料配分アプローチ
- 再保険
- 企業結合またはポートフォリオ移転により取得した保険契約
- 開示

適用範囲

フィードバックの概要

多くのコメント回答者は適用範囲についての提案に合意したものの、一部の回答者、特に損害保険会社は、以下の契約の適用範囲について懸念を表明した。

契約種類	フィードバック
固定料金のサービス契約	コメント回答者の中には、損害保険会社が特定の固定料金のサービス契約に対して保険会計を適用する場合のコスト負担について懸念を表明した。保険契約の定義を満たす固定料金のサービス契約に対して、保険契約の基準を適用するという選択肢を支持した。 加えて、FASBのASU案に対するコメント回答者(フィールドテスト参加者を含む)の中には、一定の固定料金のサービス契約を適用範囲から除外するという要件は、類似の契約に対して異なる会計処理を行う(例: 医療保険の平準払い契約)ことになるため、反対する者もいた。
保証	ASU案へのコメント回答者及びフィールドテスト参加者の中には、債務不履行を対象とする保証を適用範囲に含めることに反対する者がいた。さらに彼らは、スタンドバイ信用状、契約上の表明保証、損害賠償や製品保証を最終の保険契約基準の適用範囲に含めるべきでないと考えている。
キャット・ボンド	ASU案へのコメント回答者及びフィールドテスト参加者の中には、キャット・ボンドへの投資を保険契約の基準の適用範囲に含めるべきでなく、代わりに市場価格がすでに入手可能であることから公正価値で測定するべきだと考える者がいた。

ポートフォリオと会計単位の定義

フィードバックの概要

複数のコメント回答者は、2013年の提案の適用にあたり、集約のレベルが理解しづらいと考えた。IASBの本公開草案とFASBのASU案の間でポートフォリオの定義が異なることは、混乱を招き、両ボードが異なる会計処理を意図しているのか否か、なぜ異なる会計処理を意図しているのかという疑問が生じた。

本公開草案に対する複数のコメント回答者は、IASBが1つの会計単位を定め、ポートフォリオの定義を明確にしてほしいと考えた。集約のレベルが現在の測定で用いるものよりも小さくなり、その結果、事務コストが高つくことにも懸念を表明した。コメント回答者は、2013年の提案が、既存の契約ポートフォリオに収益性の異なる契約を追加することを許容することになるか否かについて異なる見解を持っていた。

FASBのフィールドテスト及びラウンドテーブル会議において、ポートフォリオは、類似のデュレーションを有する契約により構成されるという提案について多くの生命保険会社が懸念を示した。彼らは、この方法によれば、非常に多数のポートフォリオができることになると主張した。また、フィールドテストの結果は、多くの参加者が異なる方法（例：地理別、商品種別、発行年度別、商品別）で契約ポートフォリオにグループ化したため、実務上のばらつきが生じることを示していた。

一部の損害保険会社や医療保険会社は、ポートフォリオは類似のリスクにさらされ同様に価格付けされる契約を含めるとする提案に懸念を表明した。なぜなら、契約の中には複数の危険を保障するものがあり（例：自動車保険は車両保険と損害賠償保険を含む）、そのリスクを分解することは、ベネフィットを超えるコスト負担になると考えた。

履行キャッシュフロー（FASBのみ）

フィードバックの概要

履行キャッシュフローに含めるキャッシュフローの種類に関して、さまざまなフィードバックが寄せられた。コメント回答者の中には、追加的なキャッシュフロー（例：繰延新契約費、第三者に支払う保険料税、契約者配当、固定及び変動の直接費及び契約維持費）も含めるべきだという主張もあった。事業を行う上での費用（例：配分された一般管理費）は履行キャッシュフローから除き、保険者と契約者または受益者との間で発生するキャッシュフローのみを含めるべきだという意見もあった。

多数のコメント回答者は、計算前提を報告日毎に更新することに反対した。解約率、死亡率、疾患率や給付選択などの計算前提は、今後も続くという条件をもちや表さない場合に限って更新すべきだと主張した。また、多くの履行キャッシュフローは明示的で、偏りのない確率加重された将来キャッシュフローの見積りに基づくべきだということに反対した。これらの提案は損害保険金についての現在の保険数理手法を確率論的なモデルに置き換えるものであり、見積りを改善することにはならないと彼らは考えた。

多くのコメント回答者は、契約獲得の成功に直接的に関係した新契約費のみを保険負債の計算に含めるというFASBの提案に反対した。多くのコメント回答者は、この提案が現行のU.S. GAAPと整合的であると認識していたものの、契約獲得に至らなかった直接的に関係した新契約費も含めることを支持した。これにより複雑性が軽減され、IASBの提案及び保険料決定時に企業が考慮するコストと整合的となる。

一部のコメント回答者は、以下の理由で、ダイレクト・レスポンスの広告費用は保険負債の測定に含めるべきだと主張した。

- 現行のU.S. GAAPとの整合性
- 費用と関連する収益の適正な対応

また、多くのコメント回答者は、ビルディング・ブロック・アプローチで測定された契約のマージン及び保険料配分アプローチで測定された残存カバーに係る負債が、直接新契約費によって減少することに反対した。代わりに、新契約費を財政状態計算書において別個の資産として表示することを支持した。これは、現行のU.S. GAAPと整合的で、当期純利益及びその他の包括利益計算書において新契約費の償却を別個に表示するという提案とも整合的である。

割引と割引率

フィードバックの概要

割引率の算定方法

ほとんどのコメント回答者は、割引率の計算方法を規定しない2013年の提案に同意した（つまり、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの両方を許容する）。しかし、一部の回答者は、企業間の比較可能性が失われる懸念、または企業が一定の会計結果を達成するためにアプローチを変更する可能性について懸念を表明した。さらに、一部の回答者は（フィールドテストの結果にも基づき）、割引率の決定方法について、例えば以下のような事項について、更なる明瞭化とガイダンスを要求した。

- ボトムアップ・アプローチを用いる場合の流動性調整の決定方法
 - トップダウン・アプローチを用いる場合に参照ポートフォリオに含まれる、または除かれる資産の種類
 - 観察可能な市場金利がほとんどない、または存在しない超長期の負債を割り引くための率の決定方法
- 一部のコメント回答者は、保険負債の性質を割引率に反映することを支持せず、例えば次の提案をした。
- 価格付け及び期待収益率を反映することになるため、資産を基礎とする割引率を使用する。
 - リスク・フリー金利、高格付け社債の利率や国債のイールドカーブを適用するための実務的な簡便法を使用する。

発生保険金に係る負債の割引

FASBのASU案に対するコメント回答者のほとんど（特に損害保険会社）が、保険料配分アプローチを使用する場合に、発生保険金に係る負債を割り引かなければならないことに反対した。彼らは、割引はコスト負担につながり、必ずしも意思決定に有用な情報を提供しないと主張した。ほとんどのコメント回答者は、もし割引が必須であれば、ロックイン割引率を使うべきと主張した。しかし、一部のコメント回答者とフィールドテストの参加者は、保険金が支払われた日または事故発生年度ベースのどちらかにより決定される利率を使うことを提案した。

また、一部のコメント回答者は、発生保険金に係る負債を割り引かない実務的な簡便法をより多くの状況に適用するように拡大すべきと主張した。

契約上のサービス・マージンと単一マージン

フィードバックの概要

マージンまたは損失の当初認識

ほとんどのコメント回答者は、以下に合意した。

- ・（キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にIASBのリスク調整を加えたものが、キャッシュ・インフローの期待現在価値よりも小さい場合に）当初利益を認識しない。
- ・（キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にIASBのリスク調整を加えたものが、キャッシュ・インフローの期待現在価値よりも大きい場合に）当初損失を認識する。

多くのコメント回答者は、契約上のサービス・マージンまたは単一マージンをアンロックするという提案を支持した（「契約上のサービス・マージンまたは単一マージンの調整」のセクション参照）。

単一マージン・アプローチと2つのマージン・アプローチ

FASBのASU案への回答者の多くは、明示的なリスク・マージンと契約上のサービス・マージンを認識するよりもコスト負担や複雑性が少ないことから、単一マージン・アプローチを支持した。2つのマージン・アプローチを支持したコメント回答者は、大抵は、IASBの提案を適用することになる事業体を持っていた。

配分パターン

複数のASU案へのコメント回答者は、単一マージンを企業がリスクから解放されるにつれて認識する提案に関して、以下の懸念を表明した。

- ・ 多くの長期契約の異なるリスク解放パターンに一貫して適用できない。
- ・ 必ずしも長期契約の経済性を反映しない。

その結果、コメント回答者の一部は、次のような提案をした。

- ・ リスク解放の決定方法を規定化するか、またはリスク解放の原則を明確化する。
- ・ 保険金及び給付金のパターンが適切でない場合には、単一マージンは時間経過に基づいて認識する。

また、本公開草案へのコメント回答者は、配分パターンの決定における主観性を排除するため、IASBが契約上のサービス・マージンの配分方法に関する更なるガイダンスを提供することを提案した。少数のコメント回答者は、契約上のサービス・マージンをカバー期間と決済期間の両方にわたって認識すべきと提案した。

利息の計上

多くのコメント回答者はマージンに対する利息の計上に同意したが、一部のコメント回答者は以下の理由で反対した。

- ・ 意思決定に有用な情報を提供せず、複雑性を増大する。
- ・ 収益が実際に受け取った保険料を超えて認識される可能性がある。

コメント回答者の中には、現在の利率を用いるならばロックインされた利率よりも、マージンに対する利息の計上に関する負担を軽減できると主張する者もいた。

保険料配分アプローチ

フィードバックの概要

FASBのASU案へのコメント回答者の大半は、企業は、提案における特定の要件を満たしていれば、保険料配分アプローチを適用することが要求されることに反対していたが、類似の契約に対して2つの異なるモデルを使用することの事務負担を制限するために、任意適用にすべきと主張した。

しかし、2013年の提案に対する一部のコメント回答者は、類似の契約の間で比較可能性を高めるために保険料配分アプローチの使用を強制することを支持した。また、以下の理由から、多くの米国のコメント回答者は、保険料配分アプローチに関する提案を短期契約に関する現行のU.S. GAAPの規定に置き換えるべきだと提案した。

- 過去から適用の実績がある。
- 財務諸表利用者や作成者によく理解されている。
- 適切に契約の経済性を表している。

一部のコメント回答者は、保険料配分アプローチの適格要件についてコメントし、追加的なガイダンスと例示を求めた。フィールドテストの結果は、適格要件の解釈に関する課題を強調していた。共通の懸念点は、保険金が発生する前の期間に、契約を履行するために必要な正味キャッシュフローの期待値が大幅に変動する可能性が低い場合をどのように解釈するか、という点であった。一部の意見では、例えば、住宅ローン保険と巨大災害保険契約は、保険料配分アプローチの対象とすべきと主張されていた。大幅な変動が予想されるが、予想キャッシュフローは確実に測定することができるかもしれないからである。一部のコメント回答者はまた、経済状況が契約の期間に影響を与える可能性(例:企業が保険契約者との関係を構築または維持するために、期間は異なるが類似の契約を引き受ける場合)があるため、カバー期間が1年以内という要件は、あまりにも規範的だと主張した。

一部のコメント回答者は、IASBの公開草案について、基礎となる保険契約を保険料配分アプローチのもとで測定している場合、再保険契約を保険料配分アプローチの対象とすべきであると提案した。これはASU案と整合している。そして、一部のコメント回答者(主にオーストラリア)は、現在の実務慣行と整合するように、キャッシュ・インフローとアウトフローを総額で表示すべきだと考えた。

再保険

フィードバックの概要

一部のコメント回答者は、出再者の将来のキャッシュ・インフローの期待現在価値が将来のキャッシュ・アウトフローの期待現在価値を超えた場合、マージンが認識されることに反対した。なぜなら、再保険契約の経済性を適切に反映していないためである。

これらのコメント回答者は、損失が基礎となる保険契約に基づいて認識されるならば、以下の目的のため、個々の損失に応じて再保険契約に関する利得が認識されるべきだと主張した。

- 会計上のミスマッチを解消する。
- 基礎となる保険契約と再保険契約との関係を適切に反映する。

同様に、そのような再保険契約について、マージンは基礎となる保険契約の測定を反映するように決定されるべきと提案した。

企業結合及びポートフォリオ移転により取得した保険契約

フィードバックの概要

IASBの本公開草案に対する複数のコメント回答者は、例えば以下のような点について、企業結合及びポートフォリオの移転のためのガイダンスの明確化を要求した。

- 企業結合またはポートフォリオ移転で取得された契約は、会計アプローチ及び契約上のサービス・マージンを決定する際に、新契約と見なされるべきか。
- 取得した保険契約の支払期間で生じる契約上のサービス・マージンをどのように会計処理するのか。
- 保険料配分アプローチに基づいて会計処理される契約について、どのようにガイダンスが適用されるか。
- 移行日前の企業結合により取得した契約をどのように取り扱うか。

FASBのASU案に対するほとんどのコメント回答者は、履行キャッシュフローの現在価値が保険契約の公正価値を超えた場合に、企業結合において損失が取得日に認識されるという提案に反対した。損失を認識することは取引の経済性を反映しておらず、業界特有のガイダンスを導入する代わりにTopic 805「企業結合」における原則に従うべきであると主張した。ほとんどすべてのコメント回答者は、IASBの提案と整合的であるようにのれんを調整するべきと提案した。

開示

フィードバックの概要

多くのコメント回答者は、提案された開示の量と詳細さの水準を懸念し、一部は、情報の意思決定有用性に懸念を表明した。

- FASBのASU案への多くのコメント回答者は、以下の点について提案に同意しなかった。
- 感応度の開示
- 有配当契約の保険契約者への予想配当の現在価値の開示

また、ASU案へのコメント回答者は、以下の意見を示した。

- 提案された開示は、米国証券取引委員会(SEC)レポーティングのフォーム10-Kの年次報告書における要求事項の報告に類似しており、すでにMD&Aの開示に含まれているものである。
- 提案された開示により、企業は財務諸表利用者に対して追加的な非GAAPベースの情報を提供することになる。

IASBの本公開草案に対するコメント回答者の多くが特に懸念したのは、リスク調整の信頼水準の開示案である。

2013年の提案の影響の概要

多くは、複雑性、会計上のミスマッチ及び有配当契約に関する重要な課題が解消される場合に限り、保険契約の最終基準のベネフィットがコストを上回ると考えた。

フィードバックの概要

両ボードは、財務報告の透明性への影響並びにコスト負担、複雑性及びベネフィットを含む2013年の提案の全般的な、想定される影響について質問した。多くのコメント回答者は、現行の保険契約会計を変更する必要性を強調し、すべての保険契約に対する単一の会計モデルの提案を支持した。現在提案されている、市場整合的な情報に基づくモデルは全般的に支持された。しかし、FASBのASU案に対する複数のコメント回答者（特に損害保険の発行者、財務諸表利用者や専門家組織）は、現行のU.S. GAAP会計のガイダンスの方が優れていることから、短期契約に対するU.S. GAAP会計の変更を支持しなかった。また、FASBへの複数のコメント回答者は、もしコンバージェンスが達成されないのであれば、U.S. GAAPを限定的に改良するアプローチの方を支持した。

主な2013年の本公開草案への想定される影響は以下のように要約できる。

現行会計への影響

ほとんどすべての作成者は現行会計実務の変更に対して懸念を表明した。以下のとおり、回答は国・地域によって異なった。

- 現行会計が極めて規制要件に左右されている地域では、いくつかの作成者は事務の複雑性と会計と規制の乖離による財務諸表の信頼性に対して懸念を表明した。
- オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及び南アフリカのいくつかの作成者は、2013年の提案は彼らの国・地域にとっては後退するものであると考えた。
- 多くの損害保険者（特に米国）は、現行の会計を変更する必要はないと考えた。唯一のベネフィットは、IFRSとU.S. GAAPとの乖離がなくなることであろう。

IASBの本公開草案とFASBのASU案のコンバージェンス

ほとんどの市場関係者は、コンバージェンスされた最終の保険契約の基準を支持した。特に、国際的に業務を行う保険グループは、新たな保険契約の基準間の相違がさらなる複雑性とコスト負担をもたらす点について懸念を表明した。コンバージェンスの達成方法に関する見解は、以下のように分かれた。

- いくつかの関係者（特に欧州と会計事務所のすべて）は、基準間差異の調整によって最終の保険契約基準の公表の期限なき遅延をもたらすべきではないと考えた。さらなるコンバージェンスは望まれるものの、基準の最終化は早急に必要であると考えた。
- いくつかの関係者（特にカナダと米国）は、最終基準の公表に時間がかかるとしてもコンバージェンスは必要だと考えた。

コスト・ベネフィット

ほとんどの関係者は、2013年の提案、特に有配当契約とOCIの利用に関する提案は、適用が複雑だと考えた。さらに、2013年の提案は重大なコスト負担がかかると予想した。主なコスト要因には以下がある。

- キャッシュフロー計算のためにデータを収集し集計するための、データ及びシステムの変更（例：保険数理、会計及び財務報告システム）
- イールドカーブの決定、履歴管理及び更新
- 規定の計算技法がない場合の（例：契約上のサービス・マージンのアンロック、キャッシュフローの分離、保険契約収益の決定及び遡及的な移行アプローチ）、見積りの決定や判断の適用
- 他の同時期の新しい会計基準の適用（特に、関連する金融商品会計基準）
- 追加の人的資源の雇用や教育、及び利害関係者の教育

FASBのASU案へのコメント回答者は、以下について、重大なコスト負荷がかかるだろうと主張した。

- SOX404条に準拠するための内部統制プロセスの構築と修正
- 損失準備金の測定方法についての法定基準との相違
- 非保険会社について、新しい保険契約の基準の適用範囲に含まれる契約の決定
- 詳細な大量の開示への準拠

2013年の提案への準拠コストが情報のベネフィットにより正当化されるかどうかという質問に対する関係者のフィードバックは、以下のように分かれた。

- 複数の関係者(特に米国)は、ベネフィットが2013年の提案のコストを上回ることはないと考えた。
- その他の関係者は、過剰にコスト負荷となる2013年の提案のいくつかの変更を提案した。
- 複数の関係者は、もし保険契約と関連する金融商品会計や規制報告システムの変更が同時に適用となれば、コスト負担は極めて減少すると考えた。

一部の市場関係者は、生命保険会社と損害保険会社、保険契約とそれ以外の契約の比較可能性の重要性について疑問を抱いた。また、いくつかの関係者は、見積りや仮定の信頼性の程度は、極めて比較可能性を低減させるものであると考えた。

一部の財務諸表利用者(特にカナダ)は、金融資産と保険負債の測定が別であることから意図せざる結果をもたらす可能性がある(例:会計上のミスマッチ及びボラティリティ)と主張した。

多くの関係者は、複雑性、会計上のミスマッチ及び有配当契約の論点が解消した場合に限り、2013年の提案のベネフィットは、全体として、適用に要するコストを上回ることになると考えた。

開示

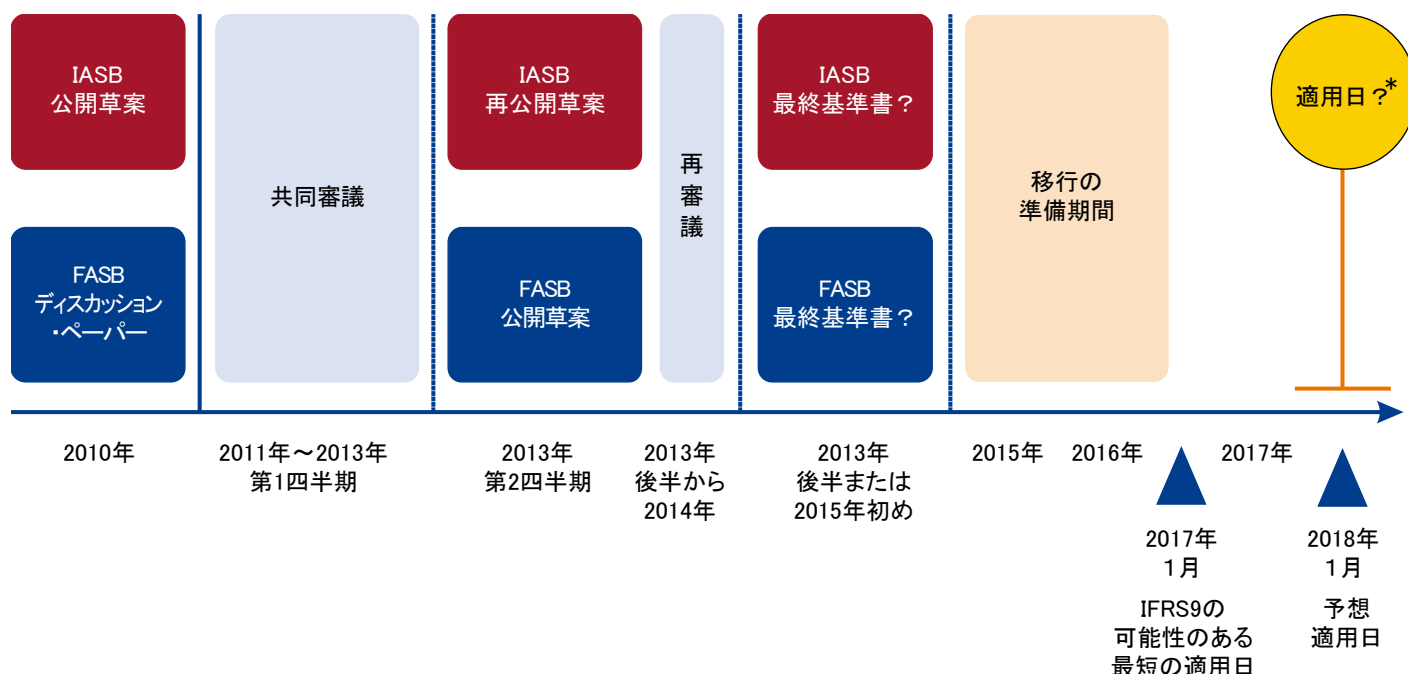
2013年の提案は包括的な開示規定を含んでいる。

多くの財務諸表作成者は、提案された開示の量と詳細さの水準について懸念を表明し、また、意思決定への有用性に疑問を抱いた。その結果、一部の財務諸表作成者はこの領域ではコストがベネフィットを上回っているかもしれないと考えた。

しかし、ほとんどの財務諸表利用者は開示の重要性を強調し、この領域の提案を強く支持した(例:提案された保険負債の調整表の開示)。両ボードは審議において、一連の開示が意思決定に有用であることを示す前向きなフィードバックを受けた。

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再公表し、2013年6月にED/2013/7「保険契約」を公表した。最終基準は、2014年後半または2015年初めより前となる可能性は低いと予想される。FASBもまた2013年6月に提案を公表している。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定です。現在IASBスタッフは、基準書の発行日が2014年の半ばから後半になると予想しているため、強制適用日は、2018年か2019年の1月1日以降開始する事業年度になると見込んでいます。

FASBのASU案には、最終化されたU.S. GAAPの公表と適用日の間の最低期間を含めていません。むしろ準備期間に影響する主な要因について質問しています。2013年11月に、IASBはIFRS 9 金融商品の強制適用日、つまり2015年1月1日に関する記述を削除し、2017年1月1日以降となることを暫定合意しました。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2014年1月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMG が提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。